

第 3 章

灾 害 应 急 对 策

第3章 災害応急対策

第1節 基本方針

本章は、原子力事業者から、原子力発電所において事故が発生してモニタリングポストでの1マイクロシーベルト/時以上の放射線量検出の通報を受けた場合、又はそれに先行する事象が検知されて通報を受けた場合の対応、モニタリングポストでの5マイクロシーベルト/時以上の放射線量の検出などの原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象（特定事象）発生時の通報を受けた場合の対応及びモニタリングポスト等で500マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出された場合などに同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策について示したものである。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

原子力発電所において事故が発生し、放射性物質又は放射線の異常な水準の放出による影響が周辺地域に及び、又は及びおそれがある場合には、原子力事業者及び防災関係機関は相互に通報連絡を行うものとする。

1 事故発生情報等の通報連絡

(1) 原子力事業者から事故発生等の通報を受けた場合

原子力事業者の原子力防災管理者は、原子力発電所において事故が発生して原子力発電所のモニタリングポストで1マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出された場合、又はそれに先行する事象が検知された場合は、直ちに図3-2-1で示す連絡系統図に準じて、県（原子力安全対策室及び原子力センター）、経済産業省（原子力防災専門官）、関係市町、その他防災関係機関に次に掲げる事項について第1報を通報するものとする。

- イ 事故発生時刻
- ロ 事故発生後の原子炉の状態
- ハ 放射性物質の放出量
- ニ モニタリングポスト等の指示値
- ホ 風向、風速等の気象状況
- ヘ 当面執った対応措置
- ト 放射性物質の放出量の予測
- チ その他必要と認める事項

また、第2報以降においても、第1報の通報事項に準じて、定時に通報し、又は事故の推移によっては随時迅速に通報するものとし、事故状況の全般的な把握が可能となった段階においては、原子力発電所異常事態通報様式（資料3-2-1）により、状況報告を行うものとする。

県は、原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた事項について、直ちに経済産業省（原子力防災専門官）、関係市町及び防災関係機関と通報連絡を行い、その影響が原子力発電所の周辺に及ぶ可能性、災害応急対策の準備等についての情報交換を行うものとする。

(2) 県のモニタリングステーション等で1マイクロシーベルト/時以上の放射線量を検出した場合

県は、原子力事業者から通報がない状態において、県が設置している原子力発電所周辺地域のモニタリングステーション等により1マイクロシーベルト/時以上の放射線量を検出した場合は、直ちに原子力発電所に原子力発電所の状況を確認するものとする。

2 特定事象発生情報等の通報連絡

(1) 原子力事業者から特定事象発生通報を受けた場合

原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、図3-2-1で示す連絡系統図により、県をはじめ官邸（内閣官房）、経済産業省、文部科学省、内閣府、所在市町（女川町、石巻市）、県警察本部、石巻警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、宮城海上保安部、原子力防災専門官等に同時に、特定事象発生通報様式（資料3-2-2）を用いて文書を送信するものとする。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとする。

なお、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

経済産業省は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力安全委員会、所在市町（女川町、石巻市）及び県警察本部に連絡することとされている。

県は、原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた事項について、直ちに経済産業省（資源エネルギー庁）、文部科学省及び消防庁に通報連絡を行い、その影響が原子力発電所の周辺に及ぶ可能性等についての助言を求めるものとする。

県は、原子力事業者及び経済産業省（原子力防災専門官を含む。）から通報・連絡を受けた事項について、関係市町及び第二管区海上保安本部等の関係する指定地方行政機関に連絡するものとする。

原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた県警察本部は、河北警察署にその旨を通報するものとする。また、石巻警察署及び河北警察署は、必要に応じ、関係市町との通報連絡に当たるものとする。

原子力保安検査官等現地に配置された経済産業省の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ経済産業省、所在市町（女川

町、石巻市)に連絡することとされている。

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報(特定事象発生通報)の基準(資料3-2-3)参照

原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準(資料3-2-4)参照

通信連絡先一覧(資料3-2-5)参照

(2) 県のモニタリングステーション等で特定事象発生の通報を行うべき数値を検出した場合

県は、原子力事業者から通報がない状態において、県が設置している原子力発電所周辺地域のモニタリングステーション等により特定事象発生の通報を行うべき放射線量(5マイクロシーベルト/時)を検出した場合は、直ちに経済産業省の原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者を確認を行うものとする。

連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に原子力発電所の状況確認を行うよう指示することとされており、県はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。

3 関係市町、防災関係機関の通報連絡

(1) 関係市町の通報連絡

原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた関係市町は、直ちに県に通報連絡を行い当面とるべき措置についての助言を求めるとともに、石巻警察署又は河北警察署、宮城海上保安部及び石巻地区広域行政事務組合消防本部に対し通報連絡を行うものとする。

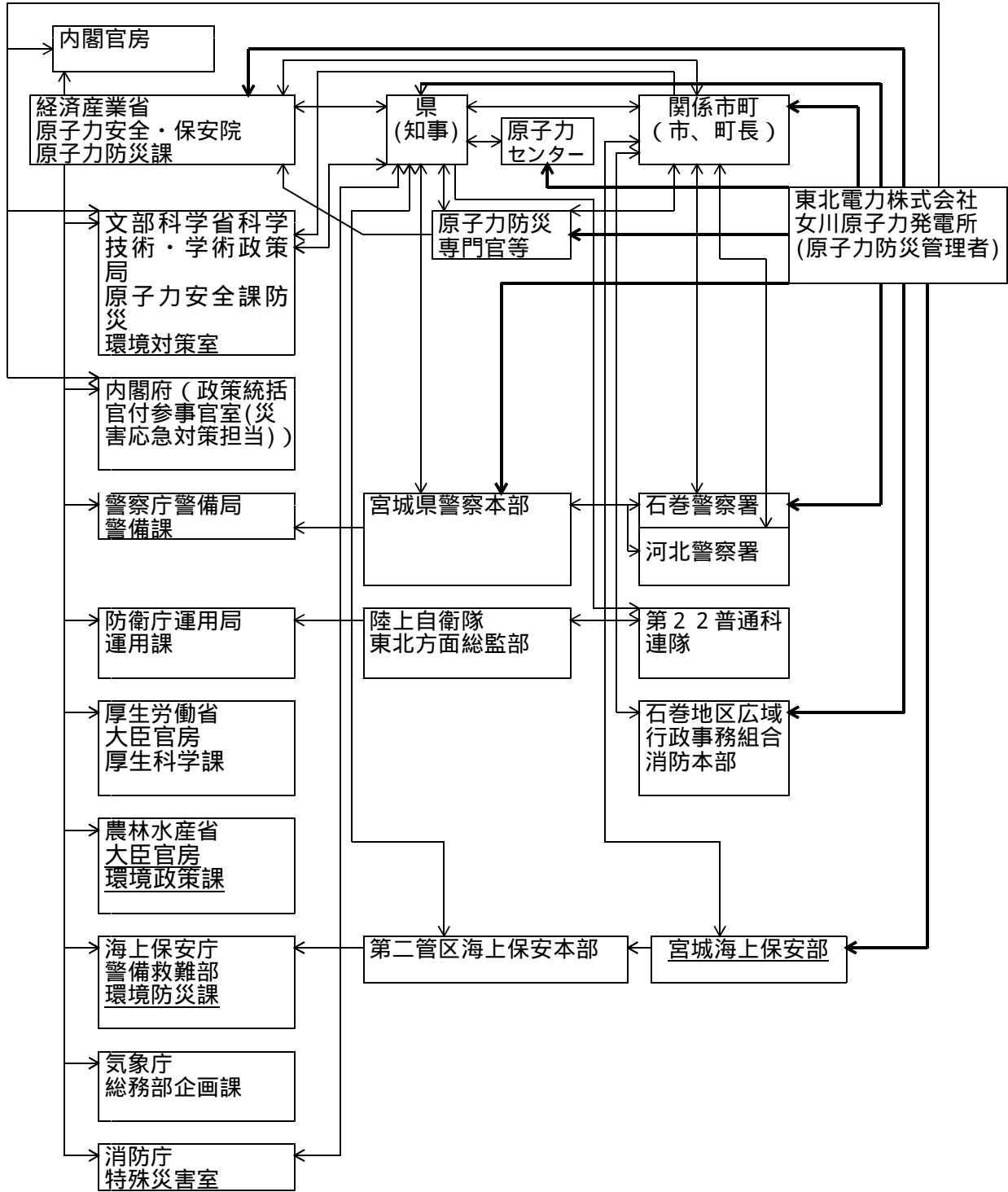
(2) 宮城海上保安部の通報連絡

原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた宮城海上保安部は、第二管区海上保安本部にその旨を直ちに報告するとともに、必要に応じ、関係市町との通報連絡に当たるものとする。

(3) 石巻地区広域行政事務組合消防本部の通報連絡

原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた石巻地区広域行政事務組合消防本部は、直ちに所属消防署に通報し必要な指示を行うとともに、必要に応じ、関係市町と通報連絡を行うものとする。

図 3 - 2 - 1 緊急時通報連絡系統図



太線：1マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出された場合の通報連絡経路

4 応急対策活動情報の連絡

(1) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

原子力事業者は、県をはじめ官邸（内閣官房）、経済産業省、所在市町（女川町、石巻市）、県警察本部、石巻警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、宮城海上保安部、原子力防災専門官等に原子力発電所の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書をもって連絡するものとし、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。

なお、県は、通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

県は、経済産業省（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

県及び関係市町は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

県は、防災関係機関との間において、原子力事業者及び経済産業省から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

県（災害対策現地本部）は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

(2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

県の災害対策現地本部は、国の原子力災害現地対策本部、緊急事態応急対策実施区域に係る関係市町の災害対策本部、原子力事業者その他防災関係機関とともに、対策拠点施設において、原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民等避難・屋内退避状況の把握等の機能別に分けた作業グループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県の災害対策現地本部が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

県は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

原子力防災専門官は、対策拠点施設において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県及び緊急事態応急対策実施区域に係る所在市町（女川町、石巻市）をはじめ原子力事業者、防災関係機関等との間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

第3節 事故発生初期の措置

1 県の活動体制

県は、原子力事業者から事故発生等の通報があった場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、関係市町及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のためあらかじめ定められた警戒態勢をとるものとする。

なお、本計画に特定の定めのない事項については、宮城県災害対策本部要綱によるものとする。

(1) 警戒配備体制

警戒配備

原子力災害に対する警戒が必要であると知事が認めた場合は、おおむね次の基準による配備に付き、情報の収集及び第2節（情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保）に定めるところにより通報連絡等に当たるものとする。

配備区分	配備時期	配備内容
警戒配備	原子力発電所において事故が発生し、又はそれに先行する事象が検知されたとき。	環境生活部原子力安全対策室・原子力センター及び総務部危機対策課・管財課・広報課・石巻地方振興事務所の所要人員で、災害に関する情報収集、通報連絡及び広報が円滑に行い得る態勢とする。

警戒配備体制の組織及び所掌事務は図3-3-1のとおりとする。

特別警戒配備

原子力災害に対する警戒体制を強化する必要があると知事が認めた場合は、環境生活部長を本部長とする宮城県原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、おおむね次の基準による配備に付き、情報の収集、通報連絡、災害応急対策の実施等に当たるものとする。

配備区分	配備時期	配備内容
警戒本部	原子力発電所のモニタリングポスト又は原子力発電所周辺地域における県のモニタリングステーション等によって1マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検知されたとき。	関係部(局)の主管課長補佐及び関係課(所)の所要人員で、災害に関する情報収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とする。

警戒本部の組織及び分掌事務は表 3 - 3 - 1 のとおりとし、関係各課（室）所の所掌事務は図 3 - 3 - 2 のとおりとする。

表 3 - 3 - 1 県の警戒本部の組織及び分掌事務

職 名	充 当 職	職 務
本部長	環境生活部長	知事の命を受け、警戒本部の事務を統轄する。
副本部長	<u>危機管理監</u> 環境生活部次長 (報道責任者)	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
事務局長	原子力安全対策室長	本部長の命を受け、情報の収集整理、通報連絡その他災害応急対策実施に必要な事務を処理する。
事務局次長	危機対策課長 <u>消防課長</u> 広報課長 <u>石巻地方振興事務所長</u> 原子力センター所長	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
事務局職員	危機対策課・管財課・ 広報課・原子力安全対策室・ <u>石巻地方振興事務所</u> ・原子力センター職員	上司の命を受け、災害応急対策に関する事務を処理する。また、危機対策課、管財課、広報課は災害対策本部の設置、原子力安全対策室、石巻地方振興事務所、原子力センターは災害対策現地本部設置の準備を行う。
連絡員	関係部（局）において 災害対策本部の連絡員 に充てられている職員	所属課において、事務局と所属部（局）との連絡調整事務を処理する。
その他の職員	関係部課（所）配備職員	関係部課（所）における情報の収集、連絡及び応急対策に関する事務を処理する。

警戒本部事務局の設置場所は、そのつど事務局長が定めるものとする。

(2) 警戒配備体制の解除

警戒配備

知事は、原子力災害の危険が解消したと認めるときは、警戒配備を解くものとする。

特別警戒配備（警戒本部）

知事は、原子力災害の危険が解消し、若しくは災害応急対策が完了したと認めるとき、又は災害対策本部等が設置されたときは、特別警戒配備を解き、警戒本部を廃止するものとする。

(3) 情報の収集

県は、原子力事業者から事故発生等の通報があった場合、国との連携を図りつつ原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど、事故の状況の把握に努めるものとする。

(4) 国に対する報告等

知事は、原子力発電所において事故が発生し、又はそれに先行する事象が検知されたときは、直ちに国に対し事故等の状況を報告するとともに、防護対策活動への移行に関する判断について助言を求めるものとする。

(5) モニタリングの開始

知事は、原子力事業者から事故発生等の通報を受けて環境モニタリング体制の強化が必要と認められた場合、又は原子力発電所周辺地域における環境モニタリングによって1マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検知された場合は、直ちに県原子力センター及び原子力事業者に対し、第6節（放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動）に定めるところにより、モニタリングステーション等の固定放射線測定施設及びモニタリング班によるモニタリングの開始を指示するものとする。

2 関係市町及び防災関係機関の活動体制

関係市町及び防災関係機関は、原子力事業者から事故発生等の通報があったとき、又は県から災害応急対策活動の準備要請等を受けたときは、直ちに活動体制を整えるものとする。

図 3 - 3 - 1 県の警戒配備体制組織及び所掌事務

警戒配備体制

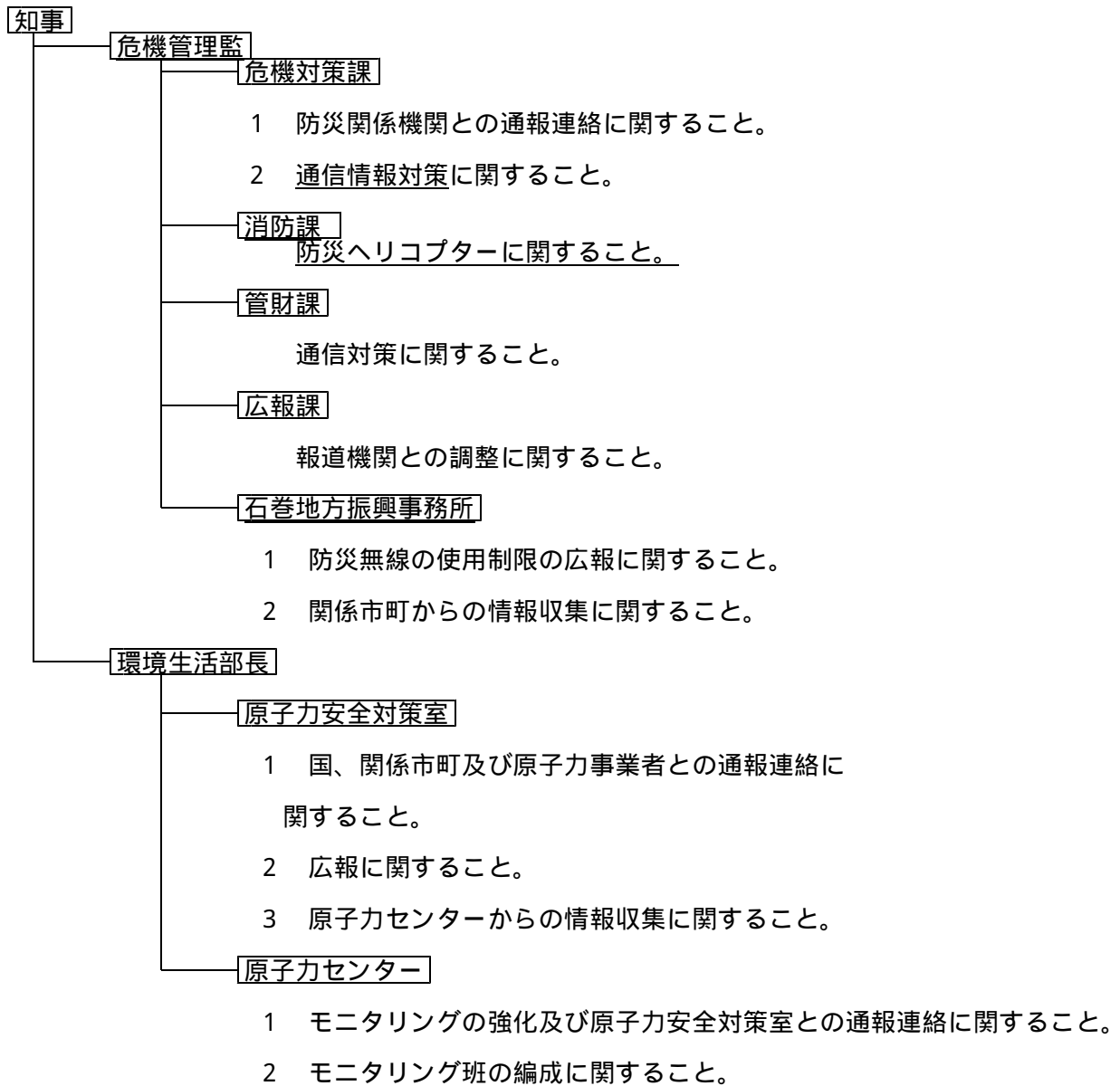
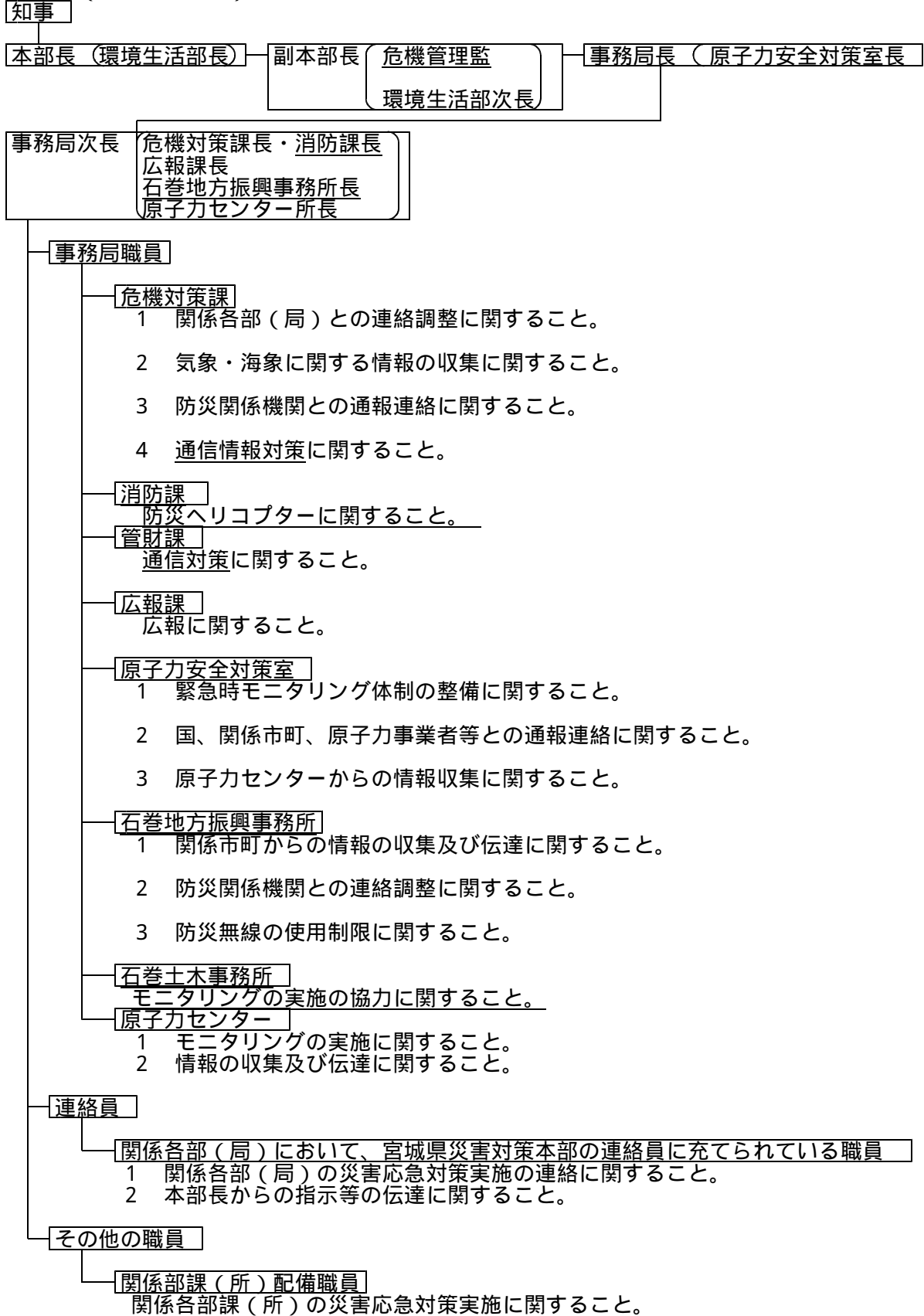


図3-3-2 県の警戒本部組織及び所掌事務

警戒本部（特別警戒配備）体制



第4節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 災害対策本部

災害対策本部の設置基準

知事は、原子力発電所に事故が発生し、原子力事業者から特定事象発生 of 通報を受けた場合において必要と認めるときは、災害対策基本法第23条及び宮城県災害対策本部条例（昭和37年12月22日宮城県条例第32号）の規定に基づき、宮城県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置するものとする。

災害対策本部の配備体制

宮城県災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、原子力災害の防止及び被害の軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、必要な配備体制を取るものとする。

災害対策本部の配備の区分、時期及び内容等の基準は次のとおりとする。

配備区分	配備時期	配備内容
災害対策本部	1 原子力事業者から特定事象発生（5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出された場合など）の通報を受けたとき、又は原子力発電所周辺地域における県のモニタリングステーション等によって5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき。 2 原子力発電所に事故が発生し、災害対策本部の設置について国からの指示指導又は助言があったとき。 3 原子力緊急事態宣言が発出されたとき。 4 その他特に知事が必要と認めるとき。	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活動する態勢とする。

災害対策本部の組織及び分掌事務

災害対策本部の組織及び分掌事務は、原子力災害の特殊性にかんがみ、主要なものは、図 3 - 4 - 1 のとおりとし、本計画に特定の定めのないものについては、宮城県災害対策本部要綱によるものとする。

宮城県災害対策本部組織図（資料 3 - 4 - 1）参照

宮城県災害対策本部の各部及び班の分掌事務（資料 3 - 4 - 2）参照

災害対策本部事務局

災害対策本部事務局の組織及び分掌事務等は、表 3 - 4 - 1 及び表 3 - 4 - 2 のとおりとする。

なお、本部事務局の設置場所は、そのつど事務局長が定めるものとする

表 3 - 4 - 1 県の災害対策本部事務局の組織及び分掌事務

職名	充 当 職	職 務
局 長	<u>危機管理監</u>	本部長の命を受け、事務局の所掌事務を統轄する。
次 長	<u>危機対策課長</u> <u>消防課長</u>	事務局長を補佐し、事務局長が不在のときは、その職務代理する。
職 員	1 <u>危機対策課職員</u> <u>及び消防課員並</u> <u>びに応援職員と</u> <u>して指名された</u> <u>職員</u> 2 <u>各部の本部連絡</u> <u>員に指名された</u> <u>職員</u>	上司の命を受け、事務局の事務を処理する。 事務局と所属部との連絡調整事務を処理する。

表3 - 4 - 2 県の災害対策本部事務局の各係の分掌事務

班 名	分 掌 事 務
<p><u>総括班</u> <u>総括グループ</u></p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>局務の総合調整に関すること。</u> 2 <u>被害状況の集計・報告に関すること。</u> 3 <u>各部への連絡に関すること。</u> 4 <u>災害対策本部会議の運営に関すること。</u> 5 <u>災害派遣の要請に関すること。</u> 6 <u>その他災害対策に関すること。</u>
<p><u>情報班</u> <u>収集グループ</u></p> <p><u>記録グループ</u></p> <p><u>庶務グループ</u></p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>気象の予報警報及び気象情報等の受理伝達に関すること。</u> 2 <u>支部に関する情報の連絡、指示の伝達及び支部からの情報受理に関すること。</u> 3 <u>市町村・防災機関等に対する連絡及び市町村、防災機関等からの情報の収集に関すること。</u> 4 <u>その他情報の取りまとめに関すること。</u> <p>情報の整理・記録に関すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>事務局の庶務に関すること。</u> 2 <u>視察、調査・陳情等の整理に関すること。</u>
<p><u>対策班</u> <u>対策・調整グループ</u></p> <p><u>通信グループ</u></p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>災害応急対策の調整に関すること。</u> 2 <u>自衛隊派遣の調整に関すること。</u> 3 <u>緊急消防援助隊に関すること。</u> 4 <u>市町村間の相互応援の調整に関すること。</u> 5 <u>その他災害の調整に関すること。</u> <p><u>防災無線の管理統制に関すること。</u></p>

(2) 災害対策現地本部

本部長は、原子力災害の特殊性にかんがみ、災害対策本部の設置と同時に、宮城県原子力災害対策現地本部（以下「現地本部」という。）を設置するものとする。

現地本部の組織及び所掌事務

現地本部の組織は、図3-4-2のとおりとし、所掌事務は次のとおりとする。

なお、現地本部長は、必要に応じ、所要の班を増設するものとする。

現地本部の事務局及び各班の分掌事務

現地本部の所掌事務は次のとおりとし、現地本部事務局及び各班の分掌事務は、表3-4-3のとおりとする。

所 掌 事 務	
1	国の原子力防災専門官及び国から派遣された専門家との連絡調整に関すること。
2	国の現地事故対策連絡会議及び原子力災害現地対策本部との連絡調整に関すること。
3	原子力災害合同対策協議会における応急対策の協議に関すること。
4	広報対策に関すること。
5	（緊急時）モニタリングに関すること。
6	放射能影響評価解析に関すること。
7	緊急時医療措置に関すること。
8	本部長の指示等の関係市町等への伝達に関すること。
9	災害情報の収集及び伝達に関すること。
10	関係市町及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること。
11	飲食物の摂取制限等に関すること。
12	生活必需物資の供給に関すること。
13	その他本部長が指示する事項に関すること。

表 3 - 4 - 3 県の現地本部事務局及び各班の分掌事務

名 称	分 掌 事 務
現地本部事務局	1 県災害対策本部との連絡調整に関すること。 2 防災専門官及び国から派遣された専門家との連絡調整に関すること。 3 国の現地事故対策連絡会議及び原子力災害現地対策本部との連絡調整に関すること。 4 原子力災害合同対策協議会運営への協力及び同会議における応急対策の協議に関すること。 5 広報対策に関すること。 6 本部長の指示等の関係市町等への伝達に関すること。 7 災害情報の収集及び伝達に関すること。 8 関係市町及び現地防災関係機関等との連絡調整に関すること。 9 現地本部の庶務に関すること。 10 その他現地本部長が指示する事項に関すること。

班 名	分 掌 事 務
モニタリング班	1 (緊急時)モニタリングに関すること。 2 放射能影響評価解析に関すること。 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。
医療班	1 緊急時医療措置に関すること。 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること。
住民生活班	1 生活必需物資の供給に関すること。 2 飲食物の摂取制限に関すること。 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。
警察班	1 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。 2 立入り等の制限措置及び解除に関すること。 3 防護対策地区及び周辺地域の警戒警備に関すること。 4 避難路及び応急対策車両の通行確保の交通規制等に関すること。 5 その他県警察本部長の特命事項に関すること。

防災関係機関の連絡員の派遣

本部長は、現地本部を設置した場合、直ちに関係市町長、原子力事業者、陸上自衛隊東北方面總監、宮城海上保安部長、石巻地区広域行政事務組合消防長その他の防災関係機関の長に対し、現地本部に駐在する連絡員の派遣を要請し、災害応急対策活動の円滑な実施を図るものとする。

現地本部の設置場所

現地本部は、原則として対策拠点施設に設置するものとする。

(3) 対策拠点施設の設営準備への協力

県（現地本部）は、特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会の開催準備等の協力を行うものとする。

(4) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

県は、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設において開催し、これに県の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣するものとする。

(5) 国等との情報の共有等

県は、対策拠点施設に派遣された県の職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国の現地事故対策連絡会議などにおいて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

(6) 災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は、おおむね以下の基準によるものとする。

本部長が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策が完了した、又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

原子力緊急事態解除宣言がなされ、本部長が廃止を認めたとき。

2 原子力災害合同対策協議会への出席等

本部長は、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、現地本部長をこれに出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議するものとする。

原子力災害合同対策協議会の構成員は表3-4-4のとおりである。

また、県は、あらかじめ定められた職員を原子力災害合同対策協議会が開催される対策拠点施設に派遣し、原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、住民等避難・屋内退避状況の把握、医療関係情報の把握等の活動に従事させるものとする。

表 3 - 4 - 4 原子力災害合同対策協議会の構成員

関係機関	構成員：10 数名	補助構成員：約 20 名
国	現地対策本部長 原子力安全・保安院審議官 内閣官房内閣参事官（安全保障、危機管理担当） その他指定行政機関代表者	合同対策協議会総括班責任者 合同対策協議会広報班責任者 合同対策協議会プラント班責任者 合同対策協議会放射線班責任者 合同対策協議会運営支援班責任者 保安検査官事務所長 原子力防災専門官 その他現地対策本部要員
県	現地本部長 現地副本部長（総括担当） （住民生活・連絡調整担当） （広報・モニタリング担当） （医療・住民生活担当）	合同対策協議会総括班副責任者 （現地本部事務局長） 合同対策協議会広報班副責任者 （現地副本部長（広報・モニタリング担当）） 合同対策協議会放射線班副責任者 （現地本部緊急モニタリング班長） 合同対策協議会医療班責任者 （現地副本部長（医療・住民生活担当）） 合同対策協議会住民安全班責任者 （現地副本部長（住民生活・連絡調整担当）） 合同対策協議会運営支援班副責任者 （現地本部事務局次長） 現地本部警察班長 その他現地本部要員
関係市町	災害対策副本部長	災害対策本部要員 消防本部代表者
原子力事業者	本店緊急時対策本部副本部長	発電所緊急時対策本部副本部長
原子力安全委員会等	原子力安全委員 緊急事態応急対策調査委員	

なお、県は、あらかじめ定められた運営要領に基づき、国、関係市町と協力して原子力災害合同対策協議会の運営に当たるものとする。

宮城県原子力災害警戒本部・災害対策本部運営要領（資料 3 - 4 - 3）参照

3 国に対する報告

本部長は、災害対策本部及び現地本部を設置した場合は、直ちに国（経済産業省、文部科学省、消防庁）に対し、この旨を報告するものとする。

4 専門家の助言及び専門家の派遣の要請

本部長は、特定事象発生の通報がなされた場合、応急対策の実施に関して原子力防災部会の学識経験者など県内の専門家から助言を得るとともに、必要に応じ、経済産業省に対して専門家の派遣を要請するものとする。

5 応援要請及び職員の派遣要請等

（1）応援要請

本部長は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県知事等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

本部長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、原子力事業者に対し、防災要員の派遣を要請するものとする。

本部長は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合、又は関係市町長から要請があった場合は、消防庁長官に対し速やかにその出動を要請するものとする。

なお、原子力災害緊急事態宣言が発出された場合、緊急消防援助隊の派遣要請について準備しておくものとする。

県警察本部長は、必要に応じ、警察庁及び東北管区警察局と連携し、県公安委員会を通じ全国都道府県警察に対して広域緊急援助隊等の出動を要請するものとする。

（2）職員の派遣要請等

本部長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、また、内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

本部長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

(3) 防災関係機関等に対する協力要請

本部長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、地方公共団体その他の執行機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、必要な人員等の協力を要請するものとする。

6 関係市町への協力体制

本部長（知事）は、関係市町長が災害対策本部を設置した場合には、正確な情報を提供し、当該市町の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう協力するものとする。

7 自衛隊の派遣要請等

知事は、自衛隊の災害派遣要請の必要があると認める場合又は関係市町長から要請するよう求めがあった場合は、国の原子力災害対策本部設置前においては、直ちに自ら災害派遣を要請し、国の原子力災害対策本部設置後においては、対策拠点施設における緊急事態応急対策に関する事項を踏まえ知事（本部長）又は国の原子力災害対策本部長が直ちに災害派遣を要請するものとする。

8 防災業務関係者の安全確保

本部長は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

本部長は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、現地本部長及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理に配慮するとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期すため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

(2) 防護対策

現地本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の準備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

現地本部長は、関係市町やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の準備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

現地本部長は、防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、関係機関に対し原子力災害合同対策協議会の場などにおいて、防護資機材の調達の要請を行うものとする。

(3) 防災業務関係者の被ばく管理

防災業務関係者の被ばく管理については、表3 - 4 - 5「防災業務関係者の防護指標」に基づき行うものとする。

防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関独自で行うものとし、県の防災業務関係者の被ばく管理を現地本部事務局が担うものとする。

県の現地本部事務局は、現地本部に被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ除染等の医療措置を行うものとする。

県の現地本部事務局は、モニタリング班、医療班と緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

県は、さらに、被ばく管理の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部等）に対し、緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。

県は、応急対策活動を行う県の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

県は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、関係市町長及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

表3 - 4 - 5 防災業務関係者の防護指標

防災業務関係者の業務区分	外部被ばくによる実効線量の上限
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合	50 mSv
事故現場において緊急作業を実施する者が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合	100 mSv 作業内容に応じて、必要がある場合 ・眼の水晶体について等価線量で 300 mSv ・皮膚について等価線量で 1 Sv

図3 - 4 - 1 県の災害対策本部の組織及び分掌事務（主要なもの）



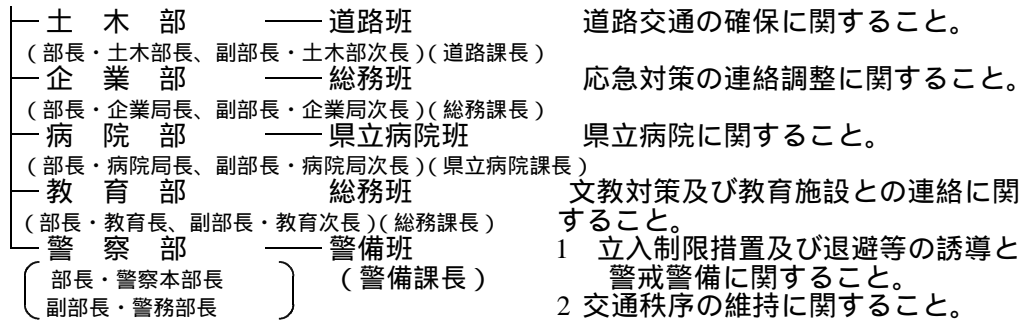
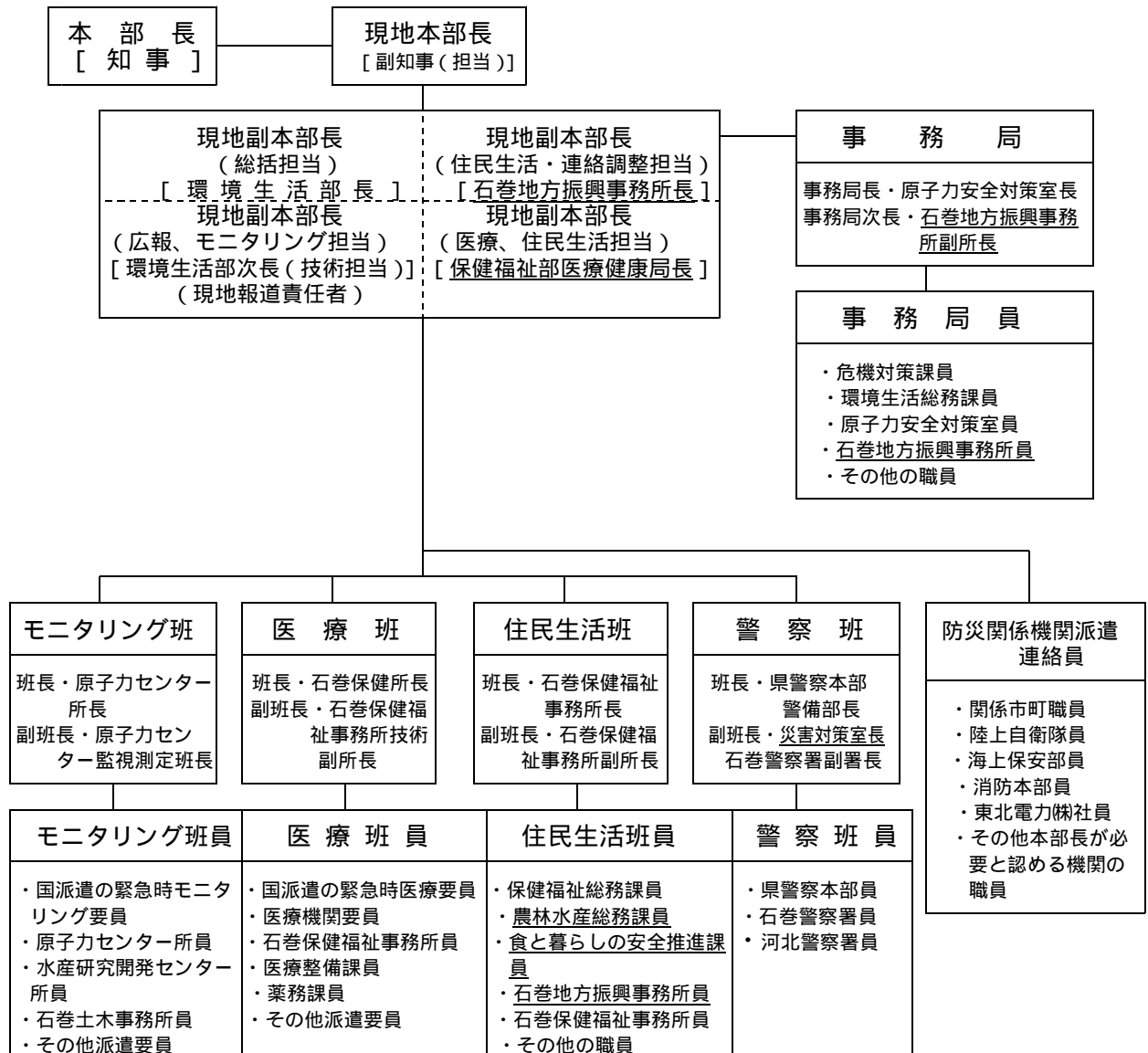


図 3 - 4 - 2 県の現地本部の組織



第5節 住民等への的確な情報伝達活動

1 住民等への情報伝達活動

(1) 迅速・的確な情報提供、広報

県は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。

(2) 例文の準備、情報の一元化

県は、住民等への情報提供にあたっては国や関係市町と連携し、あらかじめわかりやすい例文を準備するとともに、情報の一元化を図り、情報の発信元を明確にするものとする。

なお、住民等に対する広報及び指示伝達は、図3-5-1で示す系統図により行うものとする。

(3) 情報提供の定期性等

県は、利用可能な様々な情報伝達手段を活用して繰り返し広報するよう努めるものとし、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

(4) 報道責任者の指定

知事は、警戒本部、災害対策本部及び災害対策現地本部における報道責任者をあらかじめ定めておき、災害情報の発表に当たらせるものとする。

なお、知事（本部長）が必要と認めるときは、報道機関に要請の上、自らテレビ、ラジオ等を通じ直接県民に対して必要な呼び掛けを行うものとする。

(5) 緊急放送による情報提供

知事（本部長）は、放射性物質の大量放出による影響が周辺地域に及び、又は及ぶおそれがある場合には、必要に応じ、テレビ、ラジオ等の報道機関に緊急放送の実施を要請し、住民に対して情報の提供を行うものとする。

また、関係市町長に対しては、必要に応じ、住民の行動に関する必要な事項の指示を行うほか、広報の実施に必要な情報を適時伝達するものとする。

(6) 県内各市町村への情報提供等

知事（本部長）は、放射性物質の大量放出による影響が周辺地域に及び、又は及ぶおそれがある場合には、必要に応じ、宮城県防災行政無線等を用いて県内各市町村に対して情報の提供を行い、住民等の問い合わせに対して適切な対応を指示するものとする。

(7) 周辺海域への情報伝達等の要請

知事(本部長)は、放射性物質の大量放出による影響が海上の船舶に及び、又は及ぶおそれがある場合には、宮城海上保安部長に対しその旨を通報するとともに、周辺海域の船舶に対する情報の提供及び必要な指示の伝達を要請するものとする。

また、宮城県漁業無線局に緊急通信の実施を要請し、周辺海域の漁船に対して情報の提供を行うものとする。

(8) 隣接県等への情報提供等

知事(本部長)は、放射性物質の大量放出による影響が周辺地域に及び、又は及ぶおそれがある場合には、必要に応じ、隣接県等に対して情報の提供を行い、住民等の問い合わせに対して適切な対応を要請するものとする。

(9) 適切な情報の提供

県は、第4節(活動体制の確立)に定める役割に応じて住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

なお、その際、民心の安定及び高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他のいわゆる災害時要援護者に配慮した伝達を行うものとし、県が行う情報伝達事項は、おおむね次のとおりとする。

事故の概要

原子力発電所における対策状況

災害の現況及び今後の予測

県及び関係市町並びに国、防災関係機関の対策状況

住民等のとるべき措置及び注意事項

その他必要と認める事項

(10) 原子力災害合同対策協議会における確認

県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合には、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について国の原子力災害対策本部、国の原子力災害現地対策本部、指定行政機関、関係市町、原子力事業者及び公共機関と相互に連絡をとりあうものとする。

(1 1) 様々な情報伝達手段の活用

県は、情報伝達に当たって、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等可能な限りのメディアを活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

県は、国、関係市町等と連携し、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立するものとする。また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

3 関係市町の行う広報及び指示伝達

(1) 住民等への広報

関係市町長は、知事（本部長）の指示を受け、又は状況に応じ、あらかじめ定めるところにより住民等に対して次の事項について広報を行うものとする。

災害の現況及び今後の予測

関係市町及び県並びに国、防災関係機関の対策状況

地区（集落）別の住民のとるべき措置及び注意事項

その他必要と認める事項

(2) 情報の指示・伝達

関係市町は、住民等に対し、防災行政無線、有線放送、広報車、立看板等のあらゆる広報手段を用いて必要な情報及び指示の伝達を行うものとする。

なお、要員及び機材が不足する場合は、知事（本部長）に対し応援を要請することができるものとする。

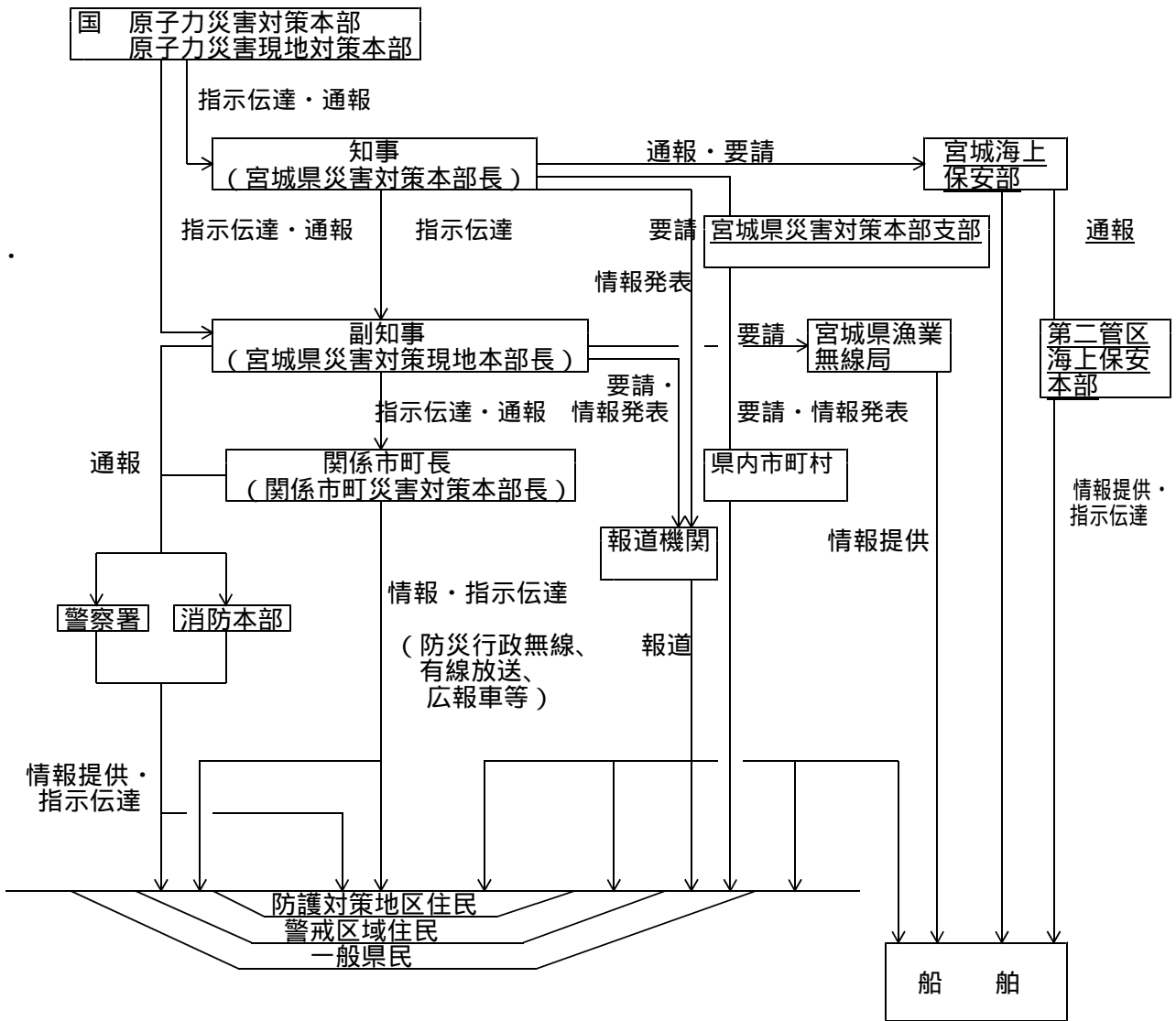
4 宮城海上保安部の行う広報及び指示伝達

宮城海上保安部長は、知事（本部長）から 1 - (7) による通報及び要請があった場合は、船舶無線、巡視船等により周辺海域の漁船等の船舶に対し必要な情報を提供するとともに、安全な海域への避難等を指示するものとする。

5 その他の防災関係機関の行う広報

防災関係機関が所管業務に係る対策のために行う広報のうち、情報の混乱防止上必要なものについては、知事（本部長）及び原子力災害合同対策協議会と連絡調整の上行うものとする。

図 3 - 5 - 1 住民に対する広報及び指示伝達系統図



第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

1 緊急時モニタリング実施体制

(1) 原子力事業者から事故発生等の通報があった場合の対応

緊急時モニタリングの準備等

県は、原子力事業者から事故発生等の通報があった場合、平常時のモニタリングを強化し、結果をとりまとめ、原子力事業者、関係市町、防災関係機関等に連絡するものとする。また、緊急時モニタリング実施要領（資料3-6-1）に基づき、緊急時モニタリングの準備を開始するものとする。（警戒配備段階）

モニタリングの実施

県は、原子力事業者からモニタリングポストでの1マイクロシーベルト/時以上の放射線量検知の通報を受けた場合、又は原子力発電所周辺地域における県のモニタリングステーション等によって1マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検知された場合は、原子力センター内にモニタリング班を設置し、緊急時モニタリング実施要領に基づきモニタリングを実施するものとする。

(特別警戒配備、警戒本部段階)

なお、災害対策本部設置以前のモニタリング班は、災害対策本部が設置された場合には現地本部のモニタリング班に移行するものとする。

(2) 特定事象発生等の通報を受けた場合の対応

モニタリングの実施

県現地本部は、特定事象発生等の通報を受けた場合、周辺への放射性物質又は放射線に関する情報を得るために、緊急時モニタリング実施要領に基づきモニタリングを実施するものとする。（災害対策本部設置段階）

モニタリング結果の連絡

県は、モニタリングの結果をとりまとめ、経済産業省、文部科学省、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策会議に連絡するものとし、関係市町及びその他の防災関係機関には県に派遣された防災関係機関派遣連絡員を通して連絡するものとする。

(3) 原子力緊急事態宣言発出後の対応

緊急時モニタリングの実施

県現地本部は、原子力緊急事態宣言が発出された場合、周辺への放射性物質又は放射線に関する情報を得るために（第1段階モニタリング）、また、住民等への効果的な防護対策の実施に必要な放射性物質又は放射線に関する情報を得るために（第2段階モニタリング）、原子力災害合同対策協議会の方針及び緊急時モニタリング実施要領に基づき、緊急時モニタリングを実施する

ものとする。

緊急時モニタリング結果の連絡

県現地本部は、緊急時モニタリングの結果をとりまとめ、原子力災害合同対策協議会に報告にするとともに、防災関係機関に対して同合同対策協議会に派遣された連絡員等を通して連絡するものとする。

(4) 関係機関等への協力要請

情報提供の要請

知事(本部長)は、原子力事業者から事故発生 of 通報を受けたときは、直ちに原子力防災管理者及び仙台管区気象台長に対し、(緊急時)モニタリングの実施に当たり必要な、気象等に関する予報警報、気象情報の提供を要請するものとする。

なお、情報の提供は、専用回線ファクシミリ(仙台管区気象台は無線ファクシミリ)によるものとする。

モニタリング活動に対する協力要請

知事(本部長)は、必要に応じ、関係市町長、東北方面総監、宮城海上保安部長等に対し、それぞれ陸上、空中及び海上の(緊急時)モニタリングに対する協力を要請するものとする。

モニタリング要員等の派遣及び機材の貸与要請

知事(本部長)は、(緊急時)モニタリング体制を整備強化するため、国、原子力事業者等に対し、モニタリング要員等の派遣及び機材の貸与を要請するものとする。

(5) モニタリング班の組織及び業務

モニタリング班の組織

モニタリング班は、モニタリング班長、副班長及び次に掲げる要員をもって構成するものとし、モニタリング班の組織は、図3-6-1のとおりとする。

イ 国派遣の緊急時モニタリング要員

ロ 県のモニタリング要員

ハ 原子力事業者のモニタリング要員

ニ 関係市町等のモニタリング協力要員

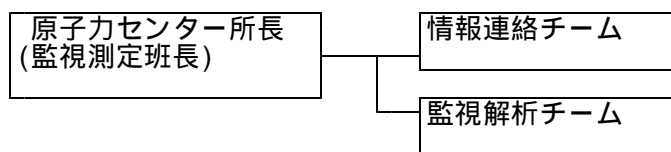
ホ 他県等派遣のモニタリング要員

モニタリング班の各チームの編成は、緊急時モニタリング実施要領(資料3-6-1)のとおりである。

なお、初期の段階においては複数のグループを編成しないで全体として一つのチームで当面のモニタリング活動に当たるものとする。

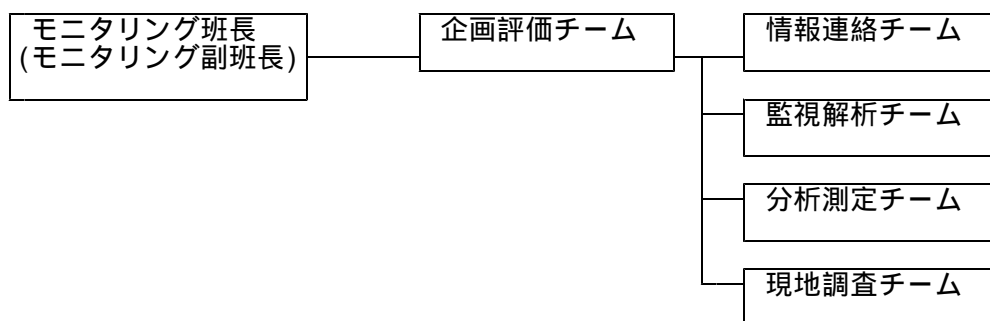
図3 - 6 - 1 モニタリング班の組織図

警戒配備：原子力センター職員



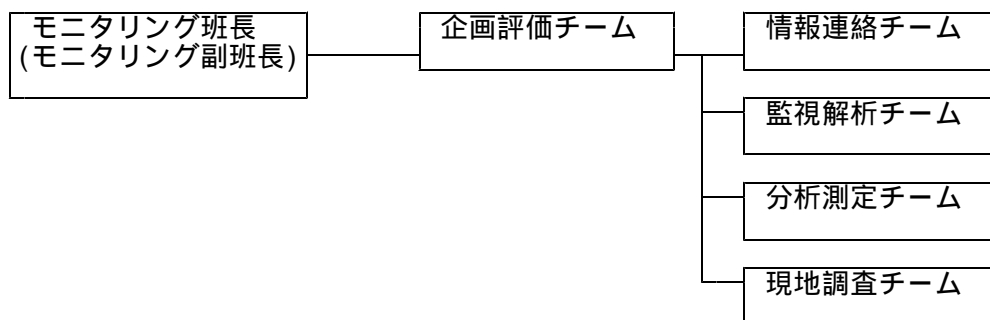
*：モニタリング班設置の準備をする。

警戒本部：原子力センター職員、東北電力(株)社員



*：企画評価チームは、各チームの中から班長が指名する。

災害対策本部：原子力センター職員、東北電力(株)社員、関係市町職員、専門的知識を有する県職員、
国派遣職員（原子力緊急事態宣言発出時）等



モニタリング班の業務

モニタリング班の業務は、表3 - 6 - 1のとおりとする。

モニタリング班の業務基本フロー（資料3 - 6 - 1、図3 - 1）参照。

表3 - 6 - 1 モニタリング班の業務

チーム名	業 務
企画評価チーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 放出源及び気象情報の分析に関する事。 2 緊急時モニタリング実施計画の策定に関する事。 3 緊急時モニタリング結果の解析評価に関する事。 4 空間放射線量率の予測地図に関する事。 5 大気中放射性物質濃度の予測地図に関する事。 6 予測線量及び実効線量の推定・評価に関する事。 7 モニタリング作業全般に係る指示及び管理に関する事。
情報連絡チーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 放出源情報及び気象情報の収集に関する事。 2 モニタリング要員等の派遣要請に関する事。 3 現地調査チームとの連絡に関する事。
監視解析チーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 連続モニターによる監視に関する事。 2 S P E E D Iネットワークシステムに関する事。
分析測定チーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 積算線量の測定に関する事。 2 環境試料中の放射性物質の測定に関する事。 3 現地調査チームの機材準備に関する事。
現地調査チーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 移動観測車の測定に関する事。 2 大気中放射線の測定に関する事。 3 環境試料の採取に関する事。 4 大気中ヨウ素及び浮遊塵の採取に関する事。 5 積算線量計の取付回収に関する事。

(緊急時) モニタリング実施のための機器等

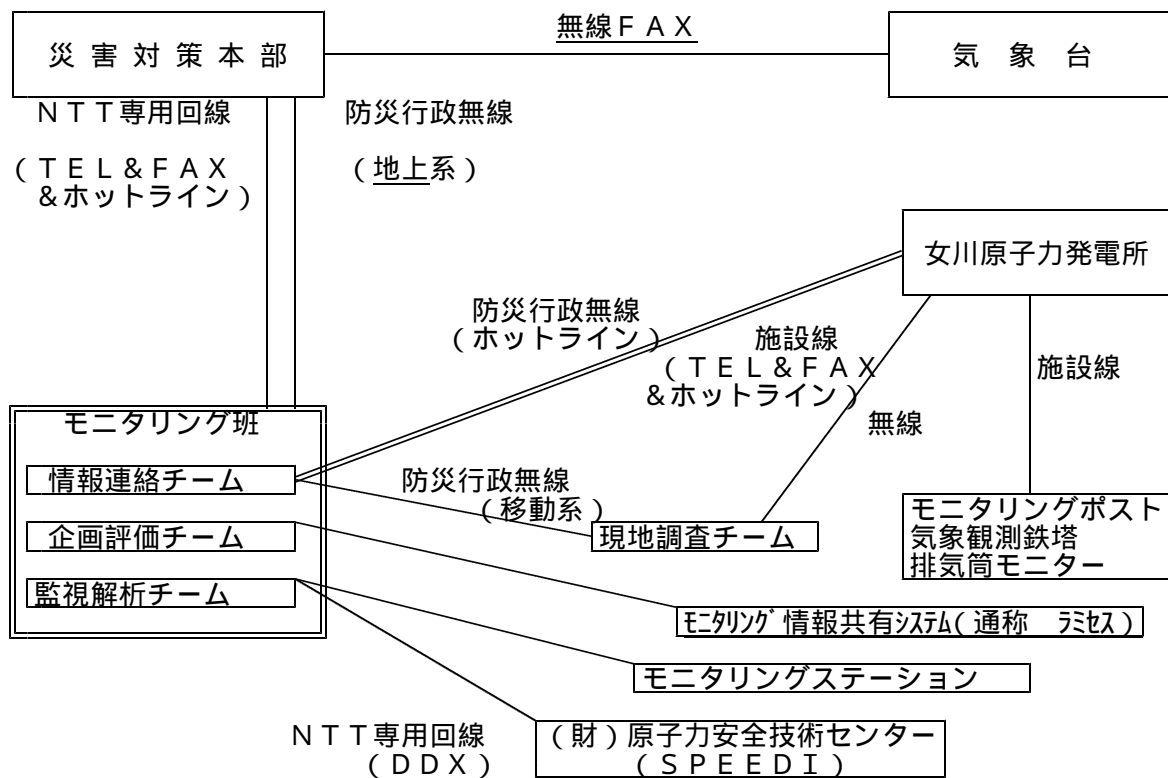
(緊急時) モニタリング実施のための機器等については、資料3 - 6 - 1、表7 - 1のとおりである。

なお、国から災害対策本部へ派遣される要員、機器等は、資料1 - 7 - 1のとおりである。

(緊急時) モニタリング実施のための通信連絡

(緊急時) モニタリング実施のための通信連絡は、図3 - 6 - 2で示す通信連絡系統図に従って行うものとする。

図3 - 6 - 2 (緊急時) 環境モニタリング実施通信連絡系統図



2 緊急時モニタリングの実施方法及び内容

(1) 段階的モニタリングの実施

緊急時モニタリングは、防災対策を効果的に実施する判断資料を得るため、緊急時モニタリング実施要領に基づき緊急時モニタリング実施計画を策定して、次のように段階的に行うものとする。

原子力緊急事態宣言発出前のモニタリング

原子力緊急事態宣言発出前のモニタリングは、原子力緊急事態宣言発出後、直ちに必要な防災対策を効果的に実施する判断資料を得、かつ原子力緊急事態宣言発出後の緊急時モニタリングを効果的に行うための準備段階として行うものである。

原子力緊急事態宣言発出後の第1段階モニタリング

第1段階モニタリングは、原子力緊急事態宣言発出前のモニタリングに引き続き、原子力緊急事態宣言が発出されると同時に開始し、この結果は放出源情報、気象情報及びSPEEDIネットワークシステム等から得られる情報とともに予測線量の推定に用いられ、屋内退避、コンクリート屋内退避、避難、立入制限、飲食物摂取制限等防災対策を効果的に実施するための判断資料を得るために行うものである。

原子力緊急事態宣言発出後の第2段階モニタリング

第2段階モニタリングは、第1段階モニタリングに引き続き、第1段階モニタリングの結果必要と考えられるより広範な地域について、住民等の被ばく線量評価及び環境の汚染状況評価を目標として、より詳細な測定のもとに実施するものである。

(2) モニタリングの実施内容

措置

(緊急時)モニタリングの実施に当たっては、各段階のモニタリングにおいて、それぞれの目的に合わせて表3-6-2の内容の措置を講ずるものとする。

表3-6-2 (緊急時)モニタリングの措置内容

原子力緊急事態宣言 発出前のモニタリング	原子力緊急事態宣言発出後		
	第1段階モニタリング	第2段階モニタリング	
放出源状況の確認			
気象データの解析			
緊急時モニタリング実施計画の策定・変更			
緊急時モニタリング実施計画に基づく測定及び分析			
	空間放射線量率の予測地図の作成		
	大気中放射性物質濃度の予測地図の作成		
	予測線量の評価		
		住民の甲状腺等価線量の評価	
		住民の全身の実効線量の評価	
		蓄積放射性物質の時間的変化の追跡調査	

測定・分析項目及び測定・試料採取地点

(緊急時)モニタリングにおいて実施する測定・分析項目並びに測定及び試料採取地点は、表3-6-3のとおりとする。

表 3 - 6 - 3 (緊急時) モニタリングの測定・分析項目及び測定・試料採取地点

	原子力緊急事態宣言	原子力緊急事態宣言発出後	
	発出前のモニタリング	第1段階モニタリング	第2段階モニタリング
測定・分析項目	空間放射線量率		
		空間放射線積算線量	
		大気中の放射性ヨウ素濃度	
		環境試料中のヨウ素濃度	
		大気中の放射性物質濃度	
測定・試料採取地点			環境試料中の放射性核種濃度
	気象観測		
測定・試料採取地点	1 最大空間放射線量率及び大気中ヨウ素最大濃度の出現予測地点	原子力緊急事態宣言発出前のモニタリングによって必要と認められる地点(注)	第1段階モニタリングによって必要と認められる地点
	2 最大空間放射線量率及び大気中ヨウ素最大濃度出現予測地点を中心とするおおむね60度セクター内の地点をはじめとし、必要に応じ、おおむね120度セクター内の地点		
	3 風下方向の集落(地点数は、気象状況等により適宜決める。)		

(注) 原子力緊急事態宣言発出前のモニタリングを実施しない場合においては、第1段階モニタリングの測定・試料採取地点中「原子力緊急事態宣言発出前のモニタリングによって必要と認められる地点」は、「最大空間放射線量率及び大気中ヨウ素最大濃度の出現予測地点」と読み替える。

測定方法

測定方法は、資料3-6-1、表7-2のとおりとする。

3 測定結果の報告

測定結果は、企画評価チームが評価、解析して、モニタリング班長に報告する。

モニタリング班長は防災対策を効果的に実施する判断資料として現地本部会議及び原子力災害合同対策協議会に報告するとともに取るべき防災対策に関して意見を具申するものとする。

第7節 屋内退避、避難収容等の防護活動

1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

(1) 屋内退避、避難の指示等の連絡、確認等

本部長は、モニタリングの結果に基づき表3-7-1「屋内退避及び避難等に関する指標」を考慮して、関係市町長に対し、住民等に対する屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難のための立ち退き（以下「住民等に対する退避等」という。）の勧告又は指示について指導・助言をするものとする。また、本部長は、原子力緊急事態宣言が発出された場合においては、内閣総理大臣の指示に従い、関係市町長に対し、住民等に対する退避等の勧告又は指示について連絡するものとする。

県は、住民等の避難誘導に当たっては、関係市町に協力し、避難所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

県は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、関係市町に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。

県は、関係市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。なお、この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、避難が必要な区域の関係市町に対し避難所となる施設を示すものとする。

(2) 災害時要援護者への配慮

県は、関係市町に協力し、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他のいわゆる災害時要援護者に十分配慮するものとする。特に、高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊婦の避難所での健康状態の把握等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供、生活環境についても十分配慮するものとする。

(3) 避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

本部長は、関係市町長等が避難を勧告又は指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関に要請するものとする。

(4) 飲食物、生活必需品等の供給

本部長は、関係市町からコンクリート屋内退避所、避難所等において必要となる飲食物、生活必需品等の調達等への協力要請を受けた場合、又は状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給・貸与、事業者等への物資の調達要請等を行うものとする。

表 3 - 7 - 1 屋内退避及び避難等に関する指標

予 測 線 量		防 護 対 策 の 内 容
外部被ばくによる実効線量	放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量	
10 mSv ~ 50 mSv	100 mSv ~ 500 mSv	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、現地災害対策本部の指示があれば、コンクリート建屋内に退避するか、又は避難すること。
50 mSv 以上	500 mSv 以上	住民は、指示に従いコンクリート建家内に退避するか、又は避難すること。

- (注) 1 予測線量は、災害対策本部等において算定し、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示が行われる。
- 2 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
- 3 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量が同一レベルにならないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

2 退避等の指示

(1) 防護対策地区の決定

本部長は、住民等に対する退避等の防護対策を実施する場合は、直ちに国から派遣される専門家等の助言を得て、原子力緊急事態宣言が発出された場合は国の助言を得て、気象状況、放射性物質の放出状況等を勘案し、あらかじめ区画した方位・距離別の防災対策区画（資料3-7-1）を単位として、住民等の防護対策を講ずべき区域（以下「防護対策地区」という。）を決定し、関係市町長に指示するものとする。

また、宮城海上保安部長に対しては、船舶の安全海域への避難措置について要請するものとする。

(2) 警戒区域の設定

関係市町長は、本部長から防護対策地区内の住民等に対する退避等の指示を受けたときは、本部長の指導・助言を得て、災害対策基本法第63条の規定に基づき、必要に応じ、警戒区域を設定するものとする。

なお、警戒区域を設定したときの住民等への対応は、第5節（住民等への的確な情報伝達活動）の定めるところにより伝達するものとする。

緊急事態対策ゾーンの概念図（資料3-7-2）参照

(3) 関係市町長の講じておく措置

関係市町長は、退避等の場合において、住民等が心理的な動揺と混乱を起こす事なく指示に従って行動ができるようあらかじめ次の事項を把握し、又は定めておき、これを基に退避等措置計画を定めておくものとする。

防災対策区画の地区（集落）ごとに把握し、又は定めておく事項

- イ 人口
- ロ 地区の連絡責任者
- ハ 避難場所（名称、所在地、収容可能人員数）
- ニ コンクリート屋内退避施設（名称、所在地、収容可能人員数）
- ホ 自家用車（船舶）数
- ヘ 移送を要する推定人員
- ト その他必要な事項

広域避難等のために定めておく事項

- イ 集合場所
- ロ 避難経路及び避難方法
- ハ その他必要な事項

(4) 屋内退避

本部長は、屋内退避を決定したときは、直ちに関係市町長に対し、次に掲げる事項を指示するとともに、必要に応じ、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて防護対策地区内の住民等に周知させるものとする。

- イ 事故の概要
- ロ 災害の状況と今後の予測
- ハ 講じている対策と今後とるべき措置
- ニ 屋内退避をとるべき防護対策地区
- ホ その他必要な事項

関係市町長は、本部長から屋内退避の指示を受けたときは、あらかじめ定める退避等措置計画に基づき、防護対策地区内の住民等に対して速やかに屋内退避をするように指示するものとする。

(5) コンクリート屋内退避又は避難

本部長は、コンクリート屋内退避又は避難を決定したときは、直ちに関係市町に対し、(4) - に掲げる事項を指示し、必要に応じ、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、防護対策地区内の住民等に周知させるとともに、関係市町長の指示に従って行動するよう呼びかけるものとする。

本部長は、 の指示をしたときは、宮城海上保安部長、石巻地区広域行政事務組合消防長、公共輸送機関の長、東北方面総監その他の防災関係機関の長に対し、協力を要請するものとする。

関係市町長は、本部長からコンクリート屋内退避又は避難の指示を受けたときは、あらかじめ定める退避等措置計画に基づき、退避（避難）所、経路、集合場所等を決定するとともに、防護対策地区内の住民等に対し、コンクリート屋内退避又は避難の措置を講ずるものとし、特に乳幼児、妊婦及びその付添人を優先するとともに、付添人の数は必要最小限にとどめるよう指示するものとする。

関係市町長は、防護対策地区内の学校、公共施設等の施設に係るコンクリート屋内退避又は避難について、特に当該施設の管理者及び関係防災機関との連絡を密にし、住民等に適切かつ明確な指示を与えて実施するよう配慮するものとする。

3 退避等の方法

(1) 屋内退避

屋内退避は、原則として住民が自宅内にとどまるものとする。

関係市町長は、防護対策地区内の戸外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。

本部長は、屋内退避中の住民等に対して、必要に応じ、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて必要な情報を提供し、関係市町長は、防災行政無線等の広報手段を用いて災害の状況を迅速かつ適切に広報して民心の安定に努めるものとする。

(2) コンクリート屋内退避又は避難

関係市町長は、本部長からの指示を受け、住民等に対しコンクリート屋内退避を指示するときは、原子力発電所との方位・距離等を考慮の上、あらかじめ定めるコンクリート屋内退避所を指定するものとする。この場合において、退避は原則として住民等が各自の行動によるものとし、携行品は最小限にとどめ、また、自家用車等はできるだけ使用しないよう指示するものとする。

関係市町長は、コンクリート屋内退避所を指定したときは、あらかじめ定める職員を派遣して退避者の保護に当たらせるものとする。

関係市町長は、本部長からの避難の指示を受け、住民等に対して避難を指示するときは、あらかじめ定める退避等措置計画に基づき、住民等の集合場所を指定し、消防職団員又は警察官の誘導のもとに住民等を集合させるものとする。

関係市町長は、集合場所から避難所への住民等の輸送については、県及び県の要請に基づく防災関係機関の車両等の応援を受けて、また、必要に応じ、避難を必要とする地区内の乗合自動車の所有者等の協力を得て、あらかじめ定める退避等措置計画により実施するものとする。

関係市町長は、コンクリート屋内退避又は避難の措置を実施するに当たって、自力で退避又は避難のできない者等の救出に特に留意するものとする。

関係市町長は、コンクリート屋内退避又は避難の措置を講じた場合においては、避難等誘導責任者、退避（避難）所責任者等を通じて退避又は避難の措置の実施状況を把握しておくものとする。

(3) 被ばくの低減

関係市町長及び本部長は、退避等に際して、被ばく低減のため、退避等を行う住民等に対してマスク及び外衣の着用、屋内の気密性の保持などの必要な注意を促すものとする。また、コンクリート屋内退避又は避難の誘導の任に当たる者もこの旨を適宜伝達するものとする。

浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減係数（資料3-7-1）参照

4 周辺市町村への避難

(1) 本部長の措置

本部長は、災害の状況により、周辺市町村への住民等の避難が必要であると認めるときは、風向、予測被ばく地域等を考慮した上で、住民等の広域避難先とすべき市町村を決定し、当該市町村長に対し、避難住民等の受け入れ及び避難所の設置を指示するものとする。

また、必要に応じ、職員を派遣し、避難収容等の指導に当たらせるものとする。

(2) 要請を受けた周辺市町村長の措置

本部長から要請を受けた周辺市町村長は、当該市町村地域防災計画に定める指定避難場所の中から、本部長が指定する施設を避難所として提供し、必要な協力活動を実施するものとする。

(3) 関係市町長の措置

関係市町長は、本部長から周辺市町村への避難の指示を受けたときは、その旨を速やかに住民等に指示し、避難者の輸送に努めるとともに、避難所に職員を派遣して、受け入れ市町村との連絡及び避難者の指導等に当たらせるものとする。

(4) 避難者の輸送

本部長は、必要に応じ、陸上自衛隊、宮城海上保安部、公共輸送機関等に対し、避難者の輸送について協力を要請し、緊急輸送車両等を確保するものとする。

また、関係市町長は、避難を要する住民等を指定集合場所に集合させ、避難の優先順位の高い者から順に輸送するものとする。

5 退避等の誘導

退避等の誘導は、警察官、海上保安官及び消防職団員が当たり、2 - (1)で定める防護対策地区ごとに実施するものとする。この場合、退避等の誘導に当たる者は、関係市町長と密接な連絡をとるものとする。

関係市町職員、消防職員団員数等（資料3 - 7 - 4）参照

6 立入制限等の措置

(1) 陸上の立入制限等の措置

本部長は、関係市町長に対し、防護対策地区内においては、退避中の住民・防災業務関係者以外の者及びその保有車両等の立ち入りの禁止を、警戒区域においてはこれらの者及び車両等の立ち入りの制限を指示するものとする。

現地本部警察班長は、防護対策地区に係る立入禁止及び警戒区域に係る制限措置を実施するとともに、必要に応じ、交通規制を実施するものとする。

(2) 海上の立入制限等の措置

宮城海上保安部長は、本部長（知事）又は関係市町長の要請に基づき、警戒区域内の海域に、防災業務関係以外の船舶の立入りを制限又は禁止するものとする。

7 治安の確保

県は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について県警察本部及び宮城海上保安部と協議し、万全を期すものとする。

特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った防護対策地区については、各種犯罪の未然防止等治安確保に努めるものとする。

8 飲料水、飲食物の摂取制限等

(1) 飲料水、飲食物の摂取制限

本部長は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、表 3 - 7 - 2 「飲料水・飲食物の摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、関係市町長に対し、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとるよう指示するものとする。

(2) 農林水産物の採取及び出荷制限

本部長は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、関係市町長に対し、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取・漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置をとるよう指示するものとする。

農林水産物関係の防災対策に当たる職員等（資料 3 - 7 - 5）参照

(3) 飲料水及び飲食物の供給

本部長は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を関係市町長に指示した時は、県地域防災計画（風水害等災害対策編）第3章9節の「食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」に基づき、関係市町と協力して関係住民等への応急措置を講ずるものとする。

表3-7-2 飲料水・飲食物の摂取制限に関する指標

対象	放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種：I-131)
飲料水	300 Bq / kg 以上
牛乳・乳製品	
野菜類 (根菜、芋類を除く。)	2,000 Bq / kg 以上

対象	放射性セシウム
飲料水	200 Bq / kg 以上
牛乳・乳製品	
野菜類	500 Bq / kg 以上
穀類	
肉・卵・魚・その他	

第8節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の範囲及び順位

緊急輸送の範囲は以下のものとし、県は、関係市町及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。

第1順位 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材

負傷者の輸送

対応方針を定める少人数のグループのメンバーの輸送

(国の現地対策本部長、県の現地本部長、関係市町の災害対策本部長等)

第2順位 コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材

避難者の輸送

災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

(国の専門家、緊急時モニタリング要員等)

第3順位 その他災害応急対策を実施するための要員・資機材の輸送

(原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員等)

第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

(飲料水、飲食物、衣類等)

第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送体制の確立

本部長は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

本部長は、人員、車両等に不足が生じたときは、資料2-3-9の関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町村や隣接県に支援を要請するものとする。

本部長は、 によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

2 緊急輸送のための交通確保

(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針

県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。特に、国等から派遣される専門家及び応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に実施するものとする。

(2) 交通の確保

県警察は、関係機関等からの情報を含め通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

県警察及び県道路管理者は、交通規制に当たって、防災関係機関等と連携を図るほか、原子力災害合同対策協議会においては、相互に密接な連絡をとるものとする。

第9節 救助・救急及び消火活動

1 資機材の確保

県は、関係市町で行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県又は原子力事業者その他の事業者等からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

2 応援要請

(1) 県内他市町村等への応援要請

本部長は、関係市町長から救助・救急及び消火活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、県内他市町村長、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(2) 他都道府県への応援要請

本部長は、関係市町長から他都道府県の応援要請を求められた場合、又は周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに緊急消防援助隊の出動等を消防庁長官に要請し、その結果を直ちに当該関係市町長に連絡するものとする。

なお、原子力災害緊急事態宣言が発出された場合、緊急消防援助隊の派遣要請について準備しておくものとする。

(3) 応援要請時の留意事項

応援要請時には以下の事項に留意するものとする。

救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間

応援要請を行う消防機関の種別と人員

関係市町への進入経路及び集結（待機）場所

その他

第10節 緊急時医療活動

1 原子力災害時の緊急時医療体制

(1) 医療班の活動体制

現地本部は、原子力災害が発生し、又は原子力緊急事態宣言が発出された場合において、住民等の被ばく及びそのおそれがある者に対する検査、除染等並びに一般傷病者に対する診察、治療等を行うため、緊急時医療活動実施要領（資料3-10-1）に基づき医療班のもとに緊急時医療活動を実施するものとする。

(2) 関係機関等への協力要請

本部長は、医療班の設置に当たり、国（原子力災害対策本部）に対し、放射線医学総合研究所、独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）大学病院等の医療関係者から成る緊急被ばく医療派遣チームの派遣を要請するとともに、日本赤十字社宮城県支部、（社）宮城県医師会等に対し、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の医療要員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。

また、本部長は、必要と認められる場合は、東北大学病院長、国立病院機構仙台医療センター長をはじめ地域の基幹医療機関の長に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。

(3) 医療班の組織及び業務

医療班の組織

医療班は班長、副班長及び次に掲げる要員をもって構成するものとし、医療班の組織は図3-10-1のとおりとする。

イ 緊急被ばく医療派遣チームの要員

ロ 日本赤十字社宮城県支部、東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター等派遣の要員

ハ 県立病院、県保健福祉事務所の要員

ニ 地域医療機関の要員

ホ （社）宮城県医師会員

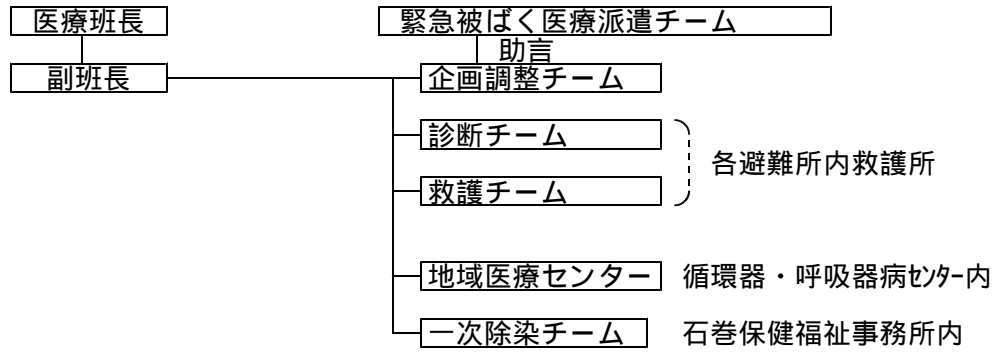
ヘ 県保健福祉部職員

ト 消防機関派遣の救急隊員

チ 関係市町の協力要員

なお、国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの要員は、資料1-7-1のとおりである。

図 3 - 1 0 - 1 医療班の組織図



医療班の編成

医療班のチームの編成基準は表 3 - 1 0 - 1 のとおりとし、その編成は資料 3 - 1 0 - 1 のとおりとする。

企画調整チーム、救護チーム及び診断チームには、リーダーをおき、各リーダーはそれぞれチームの医療活動を総括するとともに、企画調整チームを通じて医療班長にその活動状況を随時報告するものとする。

医療チームを編成して緊急時医療活動を実施する医療機関の責任者は、医療活動状況を随時医療班長に報告するものとする。

表 3 - 1 0 - 1 医療班のチーム編成

チーム名	編 成 基 準
企画調整チーム	主として県保健福祉部職員によって編成し、 <u>必要に応じ国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの助言を得る。</u>
救護チーム	1 派遣される医療関係機関ごとに編成し、チームの数は災害の態様によって決定する。 2 緊急搬送は、消防機関から派遣の救急隊員が当たる。
診断チーム	放射線医療に従事する医師、 <u>看護師等</u> によって編成し、 <u>必要に応じ国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの助言を得る。</u>
地域医療センター	<u>上記救護チーム及び診断チーム各 1 班により編成する。</u>
一次除染チーム	<u>医師、各県保健所職員で編成。石巻保健福祉事務所内に設置。</u>

医療班の業務

医療班の業務は、表 3 - 1 0 - 2 のとおりとする。

表 3 - 1 0 - 2 医療班の業務

チーム名	業 務
企画調整チーム	1 緊急時医療活動実施のための情報収集に関すること。 2 緊急時医療活動実施計画の策定に関すること。 3 緊急時医療活動に関する情報の収集及び連絡に関すること。
救護チーム	1 発電所周辺の公共施設及び避難所等への救護所の開設に関するこ と。 2 一般傷病者に対する医療活動の実施に関すること。
診断チーム	1 発電所周辺の公共施設及び避難所等並びに近隣の保健所等への診療 所の開設に関すること。 2 <u>放射線被ばく又はそのおそれのある者</u> に対する診断及び医療措置に 関すること。
医療チーム	一般傷病者に対する当該医療機関の所在地における医療活動の実施に 関すること。

2 原子力災害時の緊急時医療活動の実施

原子力災害時の緊急時医療活動の実施は、図3-10-2(1)で示す系統図に従って行われるものとする。

(1) 一般医療の実施

救護チームは開設した救護所において、医療チームを編成する医療機関はその所在地において、それぞれ一般傷病者に対する医療活動を実施するものとする。

また、救護チームは、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。

一般傷病者の救急搬送に関する消防機関の救急車両等(資料3-10-2)参照

(2) 放射線被ばく診断(スクリーニング)の実施

東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター、県立病院、県保健福祉事務所等の各医療機関等より派遣された医療関係者等からなる診断チームは開設した診療所において、必要に応じて国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるなどにより、住民等の汚染検査や被ばく線量の推定を行い、除染等を実施するものとする。

(3) ヨウ素剤服用の指示

本部長は、国の原子力災害現地対策本部長より、ヨウ素剤の服用の緊急時応急対策活動を実施するよう指導・助言があった場合は、住民等の放射線防護のため、ヨウ素剤の服用を指示するものとする。

なお、緊急の場合、本部長は、医師の指導に基づき服用を指示するものとする。

(4) 初期被ばく医療機関への移送

診断チームは、必要に応じて被ばく患者を石巻赤十字病院、女川町立病院及び石巻市立病院の初期被ばく医療機関に移送するものとする。

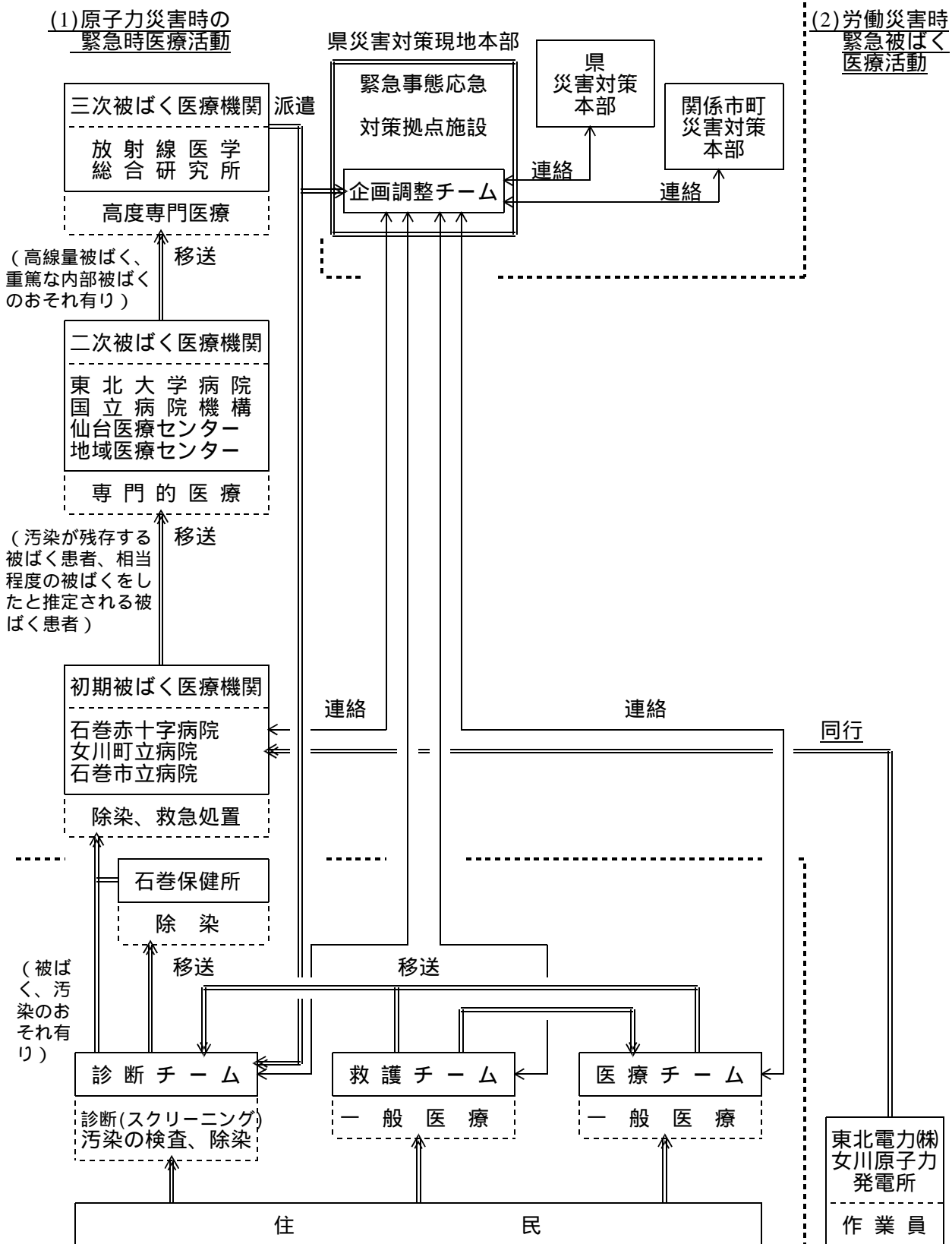
(5) 二次又は三次被ばく医療機関への移送

医療班長は、(2)の検査及び除染等の実施により、更に専門的な医療が必要となった場合には、被ばく患者を東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター及び地域医療センター(循環器・呼吸器病センター内)の二次被ばく医療機関又は放射線医学総合研究所等の三次被ばく医療機関に移送するものとする。

(6) 移送手段の要請

本部長は、自ら必要と認める場合、又は関係市町長から被ばく患者の放射線障害専門病院等への移送について要請があった場合は、消防庁長官に対し移送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。

図 3 - 1 0 - 2 緊急時医療活動等実施系統図



第11節 労働災害時の緊急被ばく医療活動

原子力発電所内で、労働災害が発生した場合（被ばく、汚染をともなう負傷者が発生した場合、被ばく、汚染をともなう可能性がある負傷者が発生した場合及びその他社会的影響を考慮し、県において必要と認められた場合）、図3-10-2(2)で示す系統図に従って、以下の対応を踏まえつつ、前節の原子力災害時の緊急時医療活動に準じた応急対策を講ずるものとする。

なお、県は、原子力災害が発生している場合は、現地本部医療班において原子力事業者、被ばく医療機関等と連絡調整を行うこととし、その他の場合は、県庁（原子力安全対策室）において原子力事業者、被ばく医療機関等と連絡調整を行うこととする。

(1) 原子力発電所における初期対応

原子力発電所において作業員等が従事中に放射性物質による汚染や被ばくを受けた場合、発電所長は被ばくした作業員等の患者の応急処置を行うとともに、放射線被ばく診断（スクリーニング）を実施し、必要に応じて被ばく患者を石巻赤十字病院、女川町立病院及び石巻市立病院の初期被ばく医療機関に移送するものとする。

(2) 初期被ばく医療機関における対応

搬送された患者に対して、除染、救急措置等の初期被ばく医療を実施するものとする。

(3) 二次又は三次被ばく医療機関への移送

初期被ばく医療の実施後、更に専門的な医療が必要となった場合には、被ばく患者を東北大学病院及び国立病院機構仙台医療センターの二次被ばく医療機関又は放射線医学総合研究所等の三次被ばく医療機関に移送するものとする。

(4) 移送手段の要請

知事は、自ら必要と認める場合、又は医療機関から被ばく患者の放射線障害専門病院等への移送について要請があった場合は、消防庁長官に対し移送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。

第12節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

運搬中に事故が発生した場合、当該運搬を委託した原子力事業者及び原子力事業者から当該運搬を委託された者が必要な応急対策を講ずるとともに、国（放射性物質安全輸送関係省庁）は、放射性物質輸送事故対策会議（特定事象に至った場合には、関係省庁事故対策連絡会議）の開催、国の職員及び専門家の現地への派遣等を行うこととされている。

県は、当該運搬を委託した原子力事業者、国、防災関係機関等と協力して、以下の初動対応を踏まえつつ、前節までの災害応急対策に準じた応急対策を講ずるものとする。

1 当該運搬を委託した原子力事業者のとりべき措置

（1）事故発生等の通報連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、連絡系統図（資料3-11-1）により、県をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、安全規制担当省庁、文部科学省、事故発生場所を管轄する市町村、消防署、警察署、宮城海上保安部、原子力防災専門官等に、特定事象発生通報様式（資料3-11-2）を用いて文書を送信するものとする。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとする。

（2）原子力事業者の応急措置

原子力事業者は、運搬に係る事故が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、事故発生場所を管轄する警察署、消防署、宮城海上保安部と協力して、必要な応急措置を実施するものとする。

2 県、事故発生場所を管轄する市町村、警察署、消防署、宮城海上保安部のとりべき措置

（1）県及び市町村の措置

事故の通報を受けた県及び市町村は、相互に協力して事故状況の把握に努め、事故現場周辺の住民等の安全を確保するために必要な措置を実施するものとする。

（2）警察署、消防署、海上保安部の措置

事故の通報を受けた警察署は、直ちにその旨を県警察本部に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、避難誘導、交通規制、救助等必要な措置を実施するものとする。

事故の通報を受けた消防署は、直ちにその旨を県総務部（危機対策課）に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

事故の通報を受けた宮城海上保安部は、直ちにその旨を第二管区海上保安本部に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、現場海域への立入制限、救助等必要な措置を実施するものとする。

のとする。